

農 林 水 産 大 臣
亀 井 善 之 殿

平成 1 5 年 5 月 3 0 日
総 合 規 制 改 革 会 議
議 長 宮 内 義 彦

資料等提出依頼

5月13日に開催された第7回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：6月4日（水） 12：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答願います。また、期限まで提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

- 1．株式会社等による農地取得について、貴省の説明によれば、「農地転用規制について、学会の通説は現行制度以上規制を強化することはできないとされている」とのことであるが、その学会の通説について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
- 2．食料自給率の向上を志向する貴省にとって、耕作放棄地の増加（注：貴省提出のデータによれば、平成7年と平成12年との比較においては、130%の増加率とされている。）は深刻な問題であり、耕作放棄地に歯止めをかけるべく何らかの対策を講ずる必要があると思われる。
現時点で検討されている、「耕作放棄地を増加させず、食料自給率を向上させる方策」について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
耕作放棄は専ら中山間地域の問題とのことであったが、都市部でも増加率

は変わらないのではないと思われる。少なくとも都市部では経営意欲のある農業者を経営形態にかかわらず参入させる必要性が高いのではないかと思われるが、貴省の見解を具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

3. 4月22日付け当会議の「資料等提出依頼について」に対する貴省の回答によれば、「諸外国における事業形態別の産業廃棄物の不法投棄、耕作放棄の状況についての具体的なデータは存在しない」とのことであったが、こうした中で、実際に例のない株式会社による経営の方が、産業廃棄物の不法投棄や耕作放棄の可能性が高いと主張される根拠について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

以上

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）（抜粋）

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。